

平成29年秋の年次公開検証等の  
平成30年度予算政府案への反映等

平成30年1月  
財務省主計局

## 平成29年秋の年次公開検証等の平成30年度予算政府案への反映等

(単位:億円)

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
診療報酬(調剤技術料)	<p>●調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。</p> <p>●薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。</p> <p>●調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。</p>	<p>●医薬品の備蓄の効率性や、医療経済実態調査結果における損益率の状況等を踏まえ、特定の医療機関からの処方せんの割合が高い等のいわゆる大型門前薬局の調剤報酬についての適正化を行う。</p>	医療保険給付費国庫負担金等	厚生労働省	一般会計	96,011	98,785	96,439	▲ 2,346	▲ 56	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
大学(研究等の担手の育成)	<p>●そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるといふ、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。</p> <p>これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。</p> <p>●こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。</p>	<p>●「国立大学若手人材支援事業」については、新規採択はせず、既存分を国立大学法人運営費交付金の中で対応することとし、補助金での支援は廃止する。</p>	「国立大学改革強化推進事業」のうち「国立大学若手人材支援事業」	文部科学省	一般会計	52	127	40	▲ 87	▲ 37	-
	<p>●大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべきである。</p>	<p>●新規「研究人材キャリアマネジメント促進事業」については措置せず、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に相当する部分(新規採択部分)については措置する。</p> <p>●「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」については、今後の大学における自立化を念頭に置き、既存事業であっても補助額の見直しを図り継続していく。</p> <p>●「卓越研究員事業」については、ポスト提示数や申請者数の増加を目指し、ポスト提示や当事者間交渉の期間の柔軟化等を実施する予定となっている。</p>	「科学技術に関する人材の養成・活躍促進」のうち「卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」	文部科学省	一般会計	50 の内数	65 の内数	52 の内数	▲ 13 の内数	▲ 9	-
	<p>●「国立大学若手人材支援事業」については、国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべきである。</p> <p>●「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。</p>	<p>●「博士課程教育リーディングプログラム」については、補助事業期間終了後を見据え、学内外資金を活用することとして、大幅な効率化を図る。</p>	博士課程教育リーディングプログラム	文部科学省	一般会計	150	94	71	▲ 23	▲ 23	-
	<p>●「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、将来の受益者となる企業の負担を求めるとも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。</p>	<p>●「卓越大学院プログラム」は、事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に併せて補助金額を逡減(4年度目に初年度の1/2以下、7年度目に初年度の1/3以下まで逡減)させることを想定し、初年度から一定の学内外資金を活用するとともに、事業の進捗に併せて連携企業等の資金拠出を含む学内外資金を増加させるとし、大幅な効率化を図る。</p>	卓越大学院プログラム	文部科学省	一般会計	-	100	56	▲ 44	▲ 44	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
高等学校における先進教育	<p>●スーパーグローバルハイスクール(SGH)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)について、世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべきである。</p> <p>●SGH、SSHについて、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべきである。</p> <p>●地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、国費のみによらない負担の在り方についても検討すべきである。</p> <p>●SGHとSSHについて、他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべきである。</p>	<p>●スーパーグローバルハイスクールへの指定の前後での効果の比較、効果を最大化できる指定のあり方や地方自治体等の負担のあり方については、有識者会議にて検証する予定となっている。</p> <p>●平成30年度予算においては、平成27年度指定校に係る中間評価結果を反映し、合理化を図る。</p>	スーパーグローバルハイスクール	文部科学省	一般会計	9	9	8	▲ 0.3	▲ 0.3	-
		<p>●スーパーサイエンスハイスクールへの支援金額や支援範囲については、有識者会議で議論し、平成30年夏頃の取りまとめを予定している。</p> <p>●有識者会議の取りまとめに応じ、可能な限り、平成30年度予算の執行に反映しつつ、平成31年度予算において確実に反映する。</p>	「国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費」のうち「スーパーサイエンスハイスクール(SH)支援事業」	文部科学省	一般会計	1,019 の内数	1,151 の内数	1,008 の内数	▲ 143 の内数	-	-
下水道	<p>●下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいため、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。</p> <p>●汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト削減を徹底し、国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。</p> <p>●また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。</p> <p>●さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、広域化(ICT活用含む)やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト削減の徹底を図るとともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見直しを住民や事業者と共有していくべきである。</p>	<p>●社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及地域の解消及び雨水対策に重点化。また、人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の適用の検討着手や、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手を交付要件化。</p> <p>●下水道事業調査費について、ICT活用等によりコスト削減につながる技術の実証事業を行い、経営効率化を一層推進。</p>	「社会資本整備総合交付金」のうち「下水道事業」	国土交通省	一般会計	8,286 の内数	9,749 の内数	8,233 の内数	▲1,516 の内数	▲ 275	-
			「防災・安全交付金」のうち「下水道事業」	国土交通省	一般会計	10,532 の内数	12,371 の内数	10,589 の内数	▲1,782 の内数		2,275 の内数
				「下水道事業」のうち「下水道事業調査費」	国土交通省	一般会計	38	41	38	▲ 3	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (①)	30年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
IT・IoTの活用 による国民生 活の向上	<p>●いずれの事業も、民間企業や市場、地方自治体が自らできること、また、取り組むべきことをしっかりと見定めた上で、国(中央政府)が必要以上に支援を行うことは厳に慎まねばならない。具体的には、下記のとおり。</p> <p>●「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るといった専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>●「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業とNICT(情報通信研究機構)の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>仮に、研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。</p> <p>●「地域IoT実装総合支援パッケージ」については、 ①「地域IoT実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoTがその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。 基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。 仮に、事業を継続する場合、総務省は、全国にいかん普及させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。 ②「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域IoT官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。</p>	<p>●「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」については、事業化支援機関(ベンチャーキャピタル等)に対する補助を廃止するとともに、ベンチャー企業に対する補助上限額を3割削減(1億円→7,000万円)。</p>	ICTイノベーション 創出チャレンジプロ グラム	総務省	一般会計	3	4	3	▲ 1	▲ 1	-
		<p>●「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、これまで国が行ってきた研究開発成果やデータの共有等、国が投資しなければ研究開発が進まない事業の中心部分にのみ予算を絞り込み、それ以外の研究開発については、民間企業による投資を想定。</p>	高度対話エーजे ント技術の研究開 発・実証	総務省	一般会計	-	6	2	▲ 4	▲ 4	-
		<p>●「地域IoT実装総合支援パッケージ」については、 ①「地域IoT実装推進事業」、「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」については、以下の見直しを行い、実施する事業を絞り込み。 ●都道府県・政令指定都市に対する補助を廃止 ●定額補助(上限3,000万円)から、事業費の1/2の定率補助(上限2,000万円)に見直し(ただし、条件不利地域に対する特例(上限1,500万円までの定額補助)を認める。) ●「データ利活用型スマートシティ」を補助対象から除外 ●補助を受けようとする市町村においては、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を策定していることを補助の要件とする。 ②「データアカデミー推進事業」、「地域IoT官民マルチパートナー事業」については、廃止。</p>	地域IoT実装総合 支援パッケージ施 策	総務省	一般会計	-	16	5	▲ 11	▲ 11	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-①) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
電波利用	<p>●29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勧奨すれば、政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。</p> <p>●そもそも、電波利用料を財源とする事業について、使途が限定されていることがかえって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。</p> <p>●電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。</p>	<p>●不要不急な事業及び経費が含まれていないか改めて精査を行い、電波利用料を財源とする事業全体について抑制的に予算措置。</p> <p>●電波資源拡大のための研究開発及び技術試験事務のより適切な執行に向けて、参加する民間企業に対して備品等の一部の負担を求め、真に必要な経費のみを措置することとする。</p> <p>●提案公募時に新たに「民間による費用分担等に係る申告」(仮称)の提出を求めることとし、民間企業からの自己負担を明確化させたうえで受託者の選定・契約を行うものとする。</p>	電波の監視等に必要経費	総務省	一般会計	93	96	85	▲ 11	▲ 11	-
			総合無線局監視システムの構築と運用	総務省	一般会計	90	124	105	▲ 18	▲ 18	-
			電波資源拡大のための研究開発等	総務省	一般会計	192	233	186	▲ 47	▲ 47	6
漁業の成長産業化	<p>●漁業構造改革総合対策事業については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等(IQ(個別割当)・ITQ(譲渡性個別割当))を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。</p> <p>●浜の活力再生交付金については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。</p> <p>●国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、国の関与については真に必要なものに見直すべきである。</p>	<p>●漁業構造改革総合対策事業については、単価を見直すことで予算額を削減するとともに、改革型漁船の導入計画に際しては、当該漁業が主対象とする水産資源の科学的評価とそれを踏まえた資源管理の取組を必須の要件とし、IQ等先進的な資源管理と併せて取り組む場合は優先採択する方向で事業内容の見直しを図る。</p> <p>●浜の活力再生交付金については、資源増養殖目標に集中的に予算配分することで資源管理と漁業所得の向上の両立を図るとともに、国の負担の必要性の観点から、浜の活力再生プランの見直しに係る単価を縮減し予算額を削減した。</p> <p>●国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業については、国の関与を限定していく観点から、ポータルサイトの構築・運営について予算措置を認めないほか、水産加工・流通構造改善促進事業や魚食普及の取組等について予算額を削減した。</p>	漁業構造改革総合対策事業	農林水産省	一般会計	40	70	49	▲ 22	-	22
			浜の活力再生交付金(強い水産業づくり交付金)	農林水産省	一般会計	54	70	68	▲ 3	▲ 3	-
			国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業	農林水産省	一般会計	-	12	7	▲ 5	▲ 5	-
			国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち漁業経営等安定水産物供給平準化事業	農林水産省	一般会計	3	-	-	-	-	-
			国産水産物流通促進事業	農林水産省	一般会計	8	-	-	-	-	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額	
観光インバウンド	<p>●訪日観光振興事業の推進に当たっては、訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直す必要がある。</p> <p>●「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。こうした評価を行うことにより、当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。</p> <p>●「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。</p> <p>●その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する外国人観光客の立場に立てて分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。</p> <p>●また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、目標設定時、中間評価時、結果評価時におけるKPIなどの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。現行の評価指標は事業を評価するものとはいえないことから、評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。</p> <p>●観光庁は、実施主体であるDMO等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的なDMOのみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。</p> <p>●「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、JNTOが有している海外ネットワーク等を活用して、JNTOとDMOが密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。また、日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。JNTOや観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要があり、プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。</p>	<p>●訪日外国人のニーズに基づく取組に対して支援する「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」においては、平成30年3月開催予定の各地方ブロック単位における関係者等をメンバーとした「連絡調整会議」を通じて、海外に事務所を有し、市場毎のニーズに精通したJNTOとの連携を図る。</p> <p>●3事業については、個別事業毎に事業効果を分析・評価し、観光庁よりこれまでの優良事例等を他の地域へ展開する。平成30年度の個別事業の実施に当たっては、「連絡調整会議」を通じて、広域単位から地域単位の取組までの連携・調整を図る等により、地方部における広域周遊観光をより効果的に促進することとする。</p> <p>●「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、観光庁が示す実施方針において、主要なターゲット層の設定等を行うこととし、これを踏まえ、外国人旅行者のニーズに沿った観光コンテンツの充実にかかる取組を促進し、その上で、地域におけるプロモーション等を実施することにより、旅行者の目的に応じた事業を平成30年4月より展開する。</p> <p>●事業実施前においては、観光庁で示す指針に基づき各事業のKPIが適切に設定されているか確認する。事業実施中においては、中間報告を義務付け、事業の進捗状況に応じて、助言等を行う。事業実施後においては、KPIの達成状況を踏まえて評価を実施し、事業の見直し等を含め、翌年度の事業計画に反映する。</p> <p>●事業実施前に、①地方ブロック単位、②DMO単位、③個別事業単位の3段階でKPIを設定することで、より精緻な効果測定・原因分析を行う。また、より適切な評価を行うため、具体的な指標(取得方法含む)の設定に関して、観光庁から指針を示すこととする。</p> <p>●本事業において期待される効果を適切に発揮できるよう、訪日客のニーズに応える取組を行うDMOが補助を受けることとなる基準を、外部有識者に対して意見を徴取した上、平成30年2月中に定めることとする。</p> <p>●3月開催予定の「連絡調整会議」においては、DMOの他、JNTOの参加を想定していることから、同会議を通じて、JNTOとDMOの連携を図ることとする。また、日本に関心を持たない原因等について、同会議を通じて、JNTOが持つ情報や観光庁及び地方運輸局の各種調査を関係者に共有することにより、戦略的に取り組んでいく上での基礎データとして活用してもらうこととする。</p>	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	国土交通省	一般会計	-	21	18	▲ 2	▲ 2	-	
			観光地域ブランド確立支援事業	国土交通省	一般会計	2	-	-	-	-	-	-
			広域観光周遊ルート形成促進事業	国土交通省	一般会計	16	-	-	-	-	-	-
			地域資源を活用した観光地魅力創造事業	国土交通省	一般会計	3	-	-	-	-	-	-
			訪日旅行促進事業(訪日プロモーション事業)	国土交通省	一般会計	9	9	8	▲ 0.9	-	-	-
			「(独)国際観光振興機構運営費交付金」のうち「訪日プロモーション事業」	国土交通省	一般会計	78	103	92	▲ 11	-	39	

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
ODA(ボランティアの在り方)	<p>●政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。</p> <p>●本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。その際、青年、シニアの年齢別区分ではなく、専門的・技術的の有無等の特性に応じた制度設計を検討すべきである。</p> <p>●ボランティア事業の評価については、各案件において、開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすためのPDCAサイクルを構築すべきである。</p> <p>●青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、①人件費補てんの抜本的見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。</p> <p>●ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、NGO等との更なる連携を図るべきである。</p>	<p>●2018年春募集以降： ・民間企業は人件費補てんの対象外とする。 ・民間企業以外の有給現職参加者(派遣条例による派遣者等)は、地方自治体等現職派遣特別参加の制度として、所属先との間で当該人の評価の実施と監督責任を明確にしたうえで、所属先が活動の成果をより厳密に確認する。 ・家族手当の割合を現地生活費の2/3から1/5(JICA職員の随伴家族と同率)に減額。現地生活費・住居費について海外一斉調査を実施。シニア海外ボランティアは途上国からの優先度の高い要請に絞り込み派遣数を縮減。</p> <p>●2018年秋募集以降： 海外一斉調査の結果を基に、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの現地生活費・住居費制度等の見直しを図る。</p> <p>●2019年春募集以降： 現職教員特別参加制度へも見直しの内容を適用する方針。</p>	「(独)国際協力機構 運営費交付金(技術協力)」のうち「多様な担い手との連携」	外務省	一般会計	1,503	1,697	1,498	▲ 200	▲ 11	40

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
石油・天然ガス事業への出資	<p>●独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべきである。</p> <p>●政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件についてはJOGMECの内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急を実施すべきである。</p> <p>●JOGMECには「出資割合は原則5割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、昨年法律改正において、JOGMEC単独で株式を取得することが可能となったところであり、本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMECにおけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強化にも取り組むことが必要である。</p> <p>●将来的な国民負担を回避する観点からも、投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要である。さらに、その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要である。また、立案した投資・出資に関する計画については、HP等において公表することも検討すべきである。</p>	<p>●平成30年度に出資する確度が高い案件について精査し、必要額の見直しを行い、平成30年度政府予算案に反映。</p> <p>●政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件明確化等について検討を行い、内部規定の整備・見直しを平成29年度末までに実施。</p> <p>●平成28年度の法改正に伴い、外部専門家や、第三者委員会による評価プロセスを追加し、関係規定を整備するとともに、金融業務経験者採用等により評価・審査体制を整備しているが、保有資産全体のリスク管理を強化するため、経済性や投資エリア等の観点で資産ポートフォリオ等を評価するプロセスを検討し、平成29年度末までに結論を得る。</p> <p>●資産価値や将来の油価見通しなど一定の前提を置いた上でのJOGMECの投資・出資に関する計画の策定、公表・更新のあり方について検討し、平成29年度末までに結論を得る。</p>	石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金	経済産業省	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	551	609	414	▲ 195	▲ 195	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
基金	<p>●両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべきである。</p> <p>●施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見直しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p> <p>●貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p>	<p>●農業者の燃油量削減実績や今後の燃油価格の見直しを踏まえ、必要な所要額について精査させた上で、事業終了年度までに使用する見込みのない額は、余剰資金として国庫返納することを検討。</p> <p>●なお、30年度予算において、当基金を造成するための予算は要求されていない。</p>	施設園芸等燃油価格高騰対策基金	農林水産省	一般会計	-	-	-	-	-	-
	<p>●両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</p> <p>●両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用されるよう適切な保有方法となっているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。</p>	<p>●30年度予算に計上していないため、反映額はないが、本年度における貸付原資243億円に対し、本年度の貸付見込額は193億円であることから、差額の不用額50億円の国庫返納を行う。また、貸付計画の未実行等により、今後、さらに余剰が出るようであれば、追加で国庫返納を行う。</p>	貸付事業資金	農林水産省	一般会計	-	-	-	-	-	-
農林漁業の人材確保	<p>●農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。</p> <p>●就業希望者に対する給付金については、必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。特に、農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。また、交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。</p> <p>●新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべきである。特に、研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべきである。また、研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべきである。</p>	<p>●農業次世代人材投資事業について、事業の効率化を図るため事業実施主体である都道府県等に対して、経営の発展性の高い者等を優先的に採択するよう通知し、厳格な採択の実効性を担保するため予算額を削減。</p> <p>●農の雇用事業について、法人等における過去の定着率が1/3以上であることを採択要件としているところ、1/2以上まで引き上げるよう見直し。</p> <p>●農家子弟への支援の在り方や交付単価の適正な水準については、引き続き検討。</p> <p>●緑の雇用事業については、研修後も継続雇用されることが前提の事業であることを勘案し、厳格な採択の実効性を担保するため予算額を削減。</p> <p>●フォレストリーダー(FL)・フォレストマネージャー(FM)研修等については、マーケットインの視点を持った経営人材を育てるべく林業成長産業化総合対策に移行し、研修内容も見直す予定。</p>	農業人材力強化総合支援事業(旧新規就農・経営継承総合支援事業)	農林水産省	一般会計	202	259	233	▲ 27	▲ 26	-
			「緑の新規就業」総合支援対策	農林水産省	一般会計	59	67	48	▲ 18	▲ 18	-
			新規漁業就業者総合支援事業	農林水産省	一般会計	9	11	8	▲ 3	▲ 1	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) (3)	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
物流における 省エネルギー 対策	<p>●石油石炭税等を財源として事業を実施するエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定については、不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。</p> <p>●「宅配システムの省CO2化推進事業」及び「郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業」については、基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。</p> <p>●「モーダルシフト促進支援事業」及び「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」については、CO2の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。</p>	<p>●「宅配システムの省CO2化推進事業」及び「郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業」については、民間ベースで推進すべき事業であることから、オープン型宅配ボックス設置にかかる補助金を廃止とし、「郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業」は認めないこととした。</p> <p>●「モーダルシフト促進支援事業」及び「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」については、事業実施効果が不明確であること等から、「モーダルシフト促進支援事業」は実施効果が高い施策に重点化を図り、「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」は認めないこととした。</p>	「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費」のうち「郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業」	環境省	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	34	41	26	▲ 15	▲ 15	-
			「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」のうち「モーダルシフト促進支援事業及び宅配システムの省CO2化推進事業」	環境省	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	37	53	18	▲ 35	▲ 35	-
			「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業(国土交通省連携事業)」のうち「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」	環境省	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	23	27	12	▲ 15	▲ 15	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
水道事業の基盤強化とPFI導入推進	<p>●人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」(水道分野)や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資するPFI活用の検討を強化すべきである。</p> <p>●厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での広域的な連携の取組を促進すべきである。また、IoTを活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、水道事業全体の効率化に取り組むべきである。</p> <p>●また、水道分野における広域連携を図り、PFIコンセッション事業導入を促進するため、水道法改正はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべきである。さらに、関係府省は、自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべきである。</p> <p>●各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、広域連携やPFIコンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にもどのような取組ができるのか検討すべきである。</p>	<p>●官民連携や広域連携の取組を促進するため、官民連携推進協議会や地域懇談会の開催に係る経費など、引き続き必要な予算を措置。</p> <p>●IoTの活用による水道事業の効率化等に資するモデル事業に対する支援に必要な予算を計上。</p> <p>●なお、厚生労働省において、水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けた準備を進めているところ。</p>	官民連携等基盤強化支援事業	厚生労働省	一般会計	0.1	0.1	0.1	-	-	-
		<p>●総務省予算については、自治体・公営企業の広域連携や決算情報見える化を促進するために必要な予算を措置。</p>	新たな広域連携の促進に要する経費	総務省	一般会計	1	1	1	-	-	-
			地方財政決算情報管理システム等運営経費	総務省	一般会計	2	2	2	▲ 0.03	-	-
		<p>●経済産業省予算については、社会インフラの維持管理・運用の最適化を図るため、水道事業において、標準的なデータ様式の整理及びオペレーションや施設メンテナンス等の効率化に係る実証に必要な予算を措置。</p>	「IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業」のうち「社会インフラ分野」	経済産業省	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	15	13	13	-	-	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2-1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
その他	<p>●地域少子化対策重点化推進交付金の「地域少子化対策重点推進事業」については、既に地方自治体において実施されている結婚等に関する取組を阻害しないよう、適切な補助率とすべきである。</p> <p>●また、同交付金の「結婚新生活支援事業」については、成果目標の設定を「目標を達成した申請自治体の割合」にするなど、事業効果の測定が不十分であると考えられる。</p> <p>●短期的には効果を測定しづらいものであることから、自治体が設定するKPIの実績を中期的に分析し、本事業が真に「若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備」に効果的なものであるか、継続の可否も検証する仕組みとすべきである。</p>	<p>●「地域少子化対策重点推進事業」については、メニューを優良事例の横展開(補助率1/2)のみに重点化。</p> <p>●「結婚新生活支援事業」については、中期的な事業効果の検証に資するKPIの設定を自治体に求めることで、必要な見直しを行う仕組みを要件化したうえで、補助率を1/2としている。</p>	地域少子化対策強化事業	内閣府	一般会計	6	53	10	▲ 43	▲ 11	20
	<p>●生活保護受給者の医療費(医療扶助費)は、全額公費で負担しており、生活保護費全体の約5割を占め年々増加傾向にあるため、その適正化は重要な課題である。</p> <p>●適正化に向けた取組として徹底した頻回受診対策や後発医薬品の使用促進の強化が必要である。頻回受診については、医療保険の加入者と異なり一切の自己負担なく医療の給付を受けられるため過剰な受診に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。頻回受診を行っている者や頻回受診が生じている医療機関に対して個別指導を徹底するなど集中的な対策を講じつつ、各自治体が指導を行っても頻回受診が継続している者に対しては一旦窓口で自己負担を行った上で後日に償還する制度(償還払い)を早急に導入すべきである。また、後発医薬品の使用については、現在、既にその使用を促すことにより給付を行うよう努めることとされているが、医師が医学的知見に基づき使用できると認めた場合には、後発医薬品により給付を行うことを原則化すべきである。</p>	<p>●医師等が医学的知見に基づき使用することができると認めており、薬局等において在庫の問題がない場合には、後発医薬品により給付を行うことで、医療扶助の適正化を図り、平成30年度予算額へ反映。</p>	保護費負担金	厚生労働省	一般会計	28,803	29,083	28,637	▲ 446	▲ 39	▲ 369
	<p>●各投資主体は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、これまでの農業法人への投資の回収を原資として、新たな農業法人への支援に取り組むべきである。</p> <p>●例えば、アグリビジネス投資育成株式会社は、農業法人への投資後10年を経過した場合又は当該法人の自己資本比率が40%を超えた場合に、原則として株式等の譲渡を行うこととしている。しかしながら、投資後10年を経過した農業法人のうち、株式等の譲渡に至ったのは半数以下であることから、まずは投資の回収に努めるべきである。また、農業法人の自己資本比率平均は27%(平成27年度)と他産業より低いところ、全産業平均の40%に達成するまで国の支援が必要であるかは再検証すべきである。</p>	<p>●各投資主体は、投資の回収に努めるべきであるとともに、新たな投資について収益性をより厳格に目利きすべきであることから、株式会社日本政策金融公庫への追加出資は見送り。</p>	農業法人投資育成事業	農林水産省	一般会計	-	11	-	▲ 11	▲ 11	-

テーマ	主な指摘事項	30年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額 (1)	30年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビュー に基づく削減 額(試算)	29年度 補正予算額
その他	<p>●中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として都道府県毎に「よろず支援拠点」を設置しているが、同拠点における相談対応件数、1件当たりの相談対応コストには、都道府県間で大きな差が生じている。</p> <p>●そのため、1件当たりの相談対応コストが都道府県間で大きく異なっている要因を分析し、予算の効率化を図るとともに、都道府県毎の予算配分に当たっては、例えば、1件当たりの相談対応コストの平準化が図られるよう、相談対応件数の実績等も踏まえた、メリハリあるものとすべきである。</p>	●1件あたりの相談対応コストが高い都道府県について、全国平均並みに経費を抑制。	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	経済産業省	一般会計	55	59	50	▲ 9	▲ 8	-
合計						128,151	131,907	128,250	▲ 3,657	▲ 933	▲ 242